⑵1　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18. 5.16国九整契第51－２号他）に基づき、入札説明書別紙１「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取組みを行う試行工事である。

⑵2　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。

　モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。

⑵3　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。

　ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。

⑵4　本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、主任技術者又は監理技術者(以下、「配置予定技術者」という。)の途中交代を認める試行工事である。

⑵5　本工事は、契約後、現地状況や労働者・資機材の厳しい確保状況等を踏まえ、受発注者間の協議により、見積を活用した積算により直接工事費及び間接工事費を設計変更の対象とできる試行工事である。

⑵6　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行の延長について（令和５年６月１日付け国会公契第11号、国官技第64号、国北予第７号)」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案)」に基づき受注者が希望する場合に行うものとする。

⑵7　本工事は、申請書を提出する者から、本工事の積算に必要な工事費の一部について見積書の提出を求める工事である。

⑵8　快適トイレの設置　本工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

⑵9　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

⑶0　本工事は、工期設定の根拠とした工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う「工事工程表の開示工事」である。

⑶1　本工事は、当該工事において他の模範となるような働き方改革に関する取組みとして、若手技術者（35歳以下）や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている場合に、工事成績で加点評価する工事である。

⑶2　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型）である。

⑶3　１．本工事は、「発注指定型」により下記新技術を活用する新技術活用工事である。
技術名：ＩＮＳＥＭ―ダブルウォール（ＤＷ）工法
ＮＥＴＩＳ登録番号：ＫＴ―230102―Ａ

⑶4　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

⑶5　本工事は、「令和８年度　熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」を用いた積算方式の試行対象工事である。

⑶6　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各工種区分、施工地域補正等を考慮した共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象工事である。ただし、補正係数については以下のとおりとする。
【共通仮設費率（率分）：1.1　現場管理費率：1.1】

⑶7　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

⑶8　本工事は、建設現場の遠隔臨場を実施する工事である。詳細は、特記仕様書によることとする。

⑶9　本工事は、施工条件明示に関するチェックリストを提示する試行工事である。

⑷0　本工事は、技術提案の作成にあたり、当該工事の設計データの閲覧ができる試行工事である。詳細は、入札説明書を参照すること。

⑷1　本工事は、申請期間中に、特定の配置予定技術者が拘束されることを緩和するため、入札書の提出期限までに配置予定技術者の資格等に関する資料の提出を求め、配置予定技術者に対する要件が満足しているか審査を行う試行工事である。なお、要件を満たしていない場合は、当該者の行った入札は無効とする。

⑷2　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年11月２日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から川辺川ダム建設（一期）工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑸　平成23年度以降に完成した、元請けとして次に掲げる【①】はア)、【②】はイ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。
（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

【①】単体又は、特定建設工事共同企業体の代表者
ア）堤高70m以上のコンクリートダム堤体打設の施工実績を有すること。

【②】特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員
イ）コンクリートダム堤体打設の施工実績を有すること。

　コンクリートダム堤体打設の施工実績とは、河川法に定める施設でコンクリートダム工事、ダム再開発工事（堤体嵩上げ、洪水吐き増設等）などのダムの施工実績であり、クラック補修工事などダム堤体打設を行わない部分的な補修工事の実績は含めない。

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者は上記【①ア)】、代表者以外のすべての構成員は上記【②イ)】の同種工事の実績を有すること。また、経常建設共同企業体にあたっては、構成員のいずれか１社が上記【①ア)】の同種工事の実績を有すること。

また、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。